

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、5月28日（金）に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の追加等について周知するものです。「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年5月28日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）を併せて確認の上、関係者に周知願います。

都道府県・指定都市 文化行政主管部課長

文化庁政策課長

5月28日に決定された緊急事態宣言の延長等について

令和3年5月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）法第32条第3項に基づき、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長することとされました。

また、同日に、法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長する旨の公示を行われました。

改正された基本的対処方針、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年5月28日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）においては、催物の開催制限及び施設の使用制限やそれに伴う留意点等文化芸術に関わる事項についての記載もありますので、ご参照ください。

各都道府県・指定都市文化行政主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。

特に、改正された基本的対処方針においては、「特定都道府県は、公立の施設等について、地域の感染状況等に応じて、措置期間における閉館や閉園等を検討するものとする。」とされています。公立の文化施設の閉館や閉園等については、地域の感染状況等に応じて、市民が文化芸術に触れる機会の確保についても十分にご配慮いただき、ご検討くださいますようお願いいたします。

本件について、下記参考資料と併せ、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

- 令和3年5月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030528.pdf

- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年5月28日発出）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日変更）

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

- 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年5月28日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--